

※保険料の納め方により年間の支払回数が異なるため、各期の支払額は表記中保険料月額と異なる場合があります。

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

※保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい所得の申告をしましょう。

第9期(令和6～8年度)の第1号被保険者介護保険料

所得段階	対象者		負担割合	保険料月額 (保険料年額)
第1段階	世帯非課税	①生活保護を受けている人 ②住民税非課税世帯で老齢福祉年金(※1)を受給している人 ③住民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額(※3)の合計が82.65万円以下の人	基準額 ×0.285	1,938円 (23,256円)
第2段階		住民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額(※3)の合計が82.65万円を超えて120万円以下の人	基準額 ×0.365	2,482円 (29,784円)
第3段階		住民税非課税世帯で本人の前年の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額(※3)の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.685	4,658円 (55,896円)
第4段階	本人非課税	住民税課税世帯のうち、本人が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額(※3)の合計が82.65万円以下の人	基準額 ×0.9	6,120円 (73,440円)
第5段階		住民税課税世帯のうち、本人が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額(※2)＋課税年金収入額(※3)の合計が82.65万円を超える人	基準額	6,800円 (81,600円)
第6段階	世帯課税	本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が120万円未満の人	基準額 ×1.2	8,160円 (97,920円)
第7段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	8,840円 (106,080円)
第8段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	10,200円 (122,400円)
第9段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	11,560円 (138,720円)
第10段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が420万円以上620万円未満の人	基準額 ×1.9	12,920円 (155,040円)
第11段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が620万円以上820万円未満の人	基準額 ×2.1	14,280円 (171,360円)
第12段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が820万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.3	15,640円 (187,680円)
第13段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額 ×2.4	16,320円 (195,840円)
第14段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が1,500万円以上2,000万円未満の人	基準額 ×2.5	17,000円 (204,000円)
第15段階		本人が住民税課税で前年の合計所得金額(※2)が2,000万円以上の人	基準額 ×2.6	17,680円 (212,160円)

- ・第1段階から第3段階の負担割合は低所得者層に対する介護保険料軽減対策により、市の定めた負担割合よりも軽減されています。
- ・令和7年度の第1・2・4・5段階の基準となる課税年金収入額の合計は80.9万円でしたが、令和8年度以降は82.65万円へ変更となります。
- ・介護保険法施行令附則第二十四条及び第二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

(※1) 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

(※2) 合計所得金額

- ・収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額の事で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ・合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(保険料段階が第1～5段階のみ)」した金額を用います。
- ・保険料段階が第1～5段階の方で、所得金額調整控除の適用がある場合
合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、「給与所得金額に所得金額調整控除額を加えて得た額から10万円を控除」した金額を用います。
- ・保険料段階が第1～5段階の方で、所得金額調整控除の適用がない場合
合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、「給与所得から10万円を控除」した金額を用います。

(※3) 課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額の事です。
なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。